六 管 区 水 路 通 報 総 記

令和６年６月２７日　　第六管区海上保安本部

Ⅰ	第六管区海上保安本部が実施する水路通報・航行警報について
Ⅱ	第六管区海上保安本部及び事務所が実施する航行援助情報等について
Ⅲ	その他の参考事項

Ⅰ　第六管区海上保安本部が実施する水路通報・航行警報について

第六管区海上保安本部では次のとおり水路通報・航行警報を提供しています。

（１）六管区水路通報（https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/）

当管区の担任水域（岡山県、広島県、山口県の一部、香川県及び愛媛県、下図参照。）　及びその付近において、地域に密着した船舶交通の安全のために必要な情報をインターネット、RSS 配信により原則として毎週１回金曜日に提供しています。RSS 配信を利用される方は、以下の URL を RSS リーダー等にご登録ください。

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/tuho6.xml

（２）六管区地域航行警報（http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/）

当管区の担任水域（下図参照）を航行する船舶の安全のため、緊急に通報を必要とする情報を無線電話（和文・英文）で提供しています。
この情報はインターネットでも提供しています。

海岸局呼出名称	呼出用周波数	通信用周波数	再放送時刻
ひろしまほあん	F3E 156.8 MHz(ch16)	F3E 156.6 MHz(ch12)	1015 1615

六管区の担任水域（網掛け表示の区域）

Ⅱ　第六管区海上保安本部及び事務所が実施する航行援助情報等について

（１）海の安全情報（沿岸域情報提供システム）

海上保安庁では、プレジャーボート、漁船などの船舶運航者や磯釣り、マリンスポーツなどのマリンレジャー愛好者の方々に対して、全国の海上保安本部等からリアルタイムに「海の安全に関する情報」を提供する「海の安全情報（沿岸域情報提供システム）」を運用しています。

第六管区海上保安本部では以下のインターネット及びテレホンサービスにより海の安全に関する情報を提供しています。

海の安全情報のインターネットアドレス
https://www6.kaiho.mlit.go.jp/　　（全管区）
https://www6.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/　（六管区）

また、事前登録されたメールアドレスに海上保安庁が発表する緊急情報等をリアルタイムに配信する情報提供サービスを実施しています。

緊急情報配信サービス　https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html

（２）備讃瀬戸における航行援助情報等
「備讃瀬戸海上交通センター」(青ノ山船舶通航信号所、呼出名称 びさんマーチス)では、備讃瀬戸海域における船舶交通のために必要な各種の情報を提供しています。

備讃瀬戸海上交通センターのインターネットアドレス
https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/

（３）来島海峡における航行援助情報等
「来島海峡海上交通センター」(今治船舶通航信号所、呼出名称 くるしまマーチス）では、来島海峡における船舶交通のために必要な各種の情報を提供しています。

来島海峡海上交通センターのインターネットアドレス
https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/

Ⅲ　その他の参考事項

（１）定置網、養殖施設について
瀬戸内海及び豊後水道沿岸の至る所に定置網、魚類・のり・かき・真珠等の養殖施設が設置されており、その位置を表示するための標識（灯付浮標、浮標、旗等）を設置したものもありますが、航行船舶は厳重な注意が必要です。
海洋状況表示システム（愛称：海しる）を利用して、区画・定置・共同漁業権の免許区域、漁業種類、操業時期を確認することができます。
ＰＣサイトの場合はレイヤーの「水産」から「漁業権」を選択、モバイル版サイトの場合は、データ追加で「漁業権」と検索し、選択してください。

海洋状況表示システム（海しる）のインターネットアドレス　https://www.msil.go.jp

（２）備讃瀬戸におけるこませ網漁業について
備讃瀬戸において、１月～１１月（盛漁期２月～８月）まで、こませ網漁業が操業されます。
（イ）投網及び揚網は通常、転流時に実施し、次の転流まで移動しません。
（ロ）夜間は、多くがいかりだるに点滅式黄色灯を付設しています。
なお、網に付設のはなだるは、強流時には水没して見えにくいことがあります。
漁船は全周灯（赤灯及び白灯）を垂直に連繋しています。
（ハ）備讃瀬戸海上交通センターから「こませ網漁船操業状況参考図」を提供しています。

インターネットアドレス　https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/
（二）操業状況は以下のとおりです。

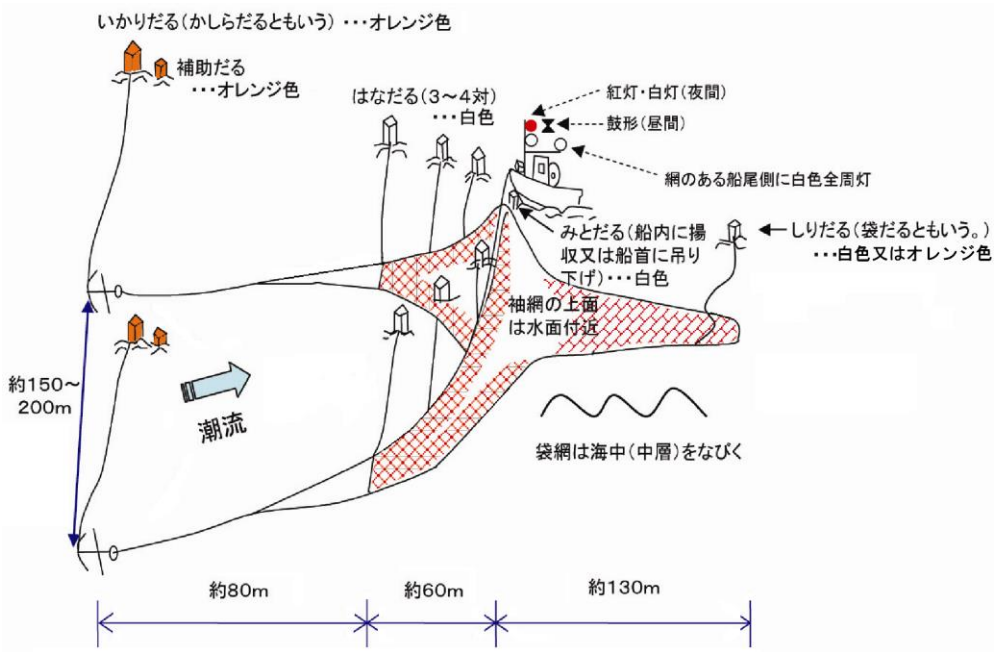

（３）潜水艦の標識灯について

海上自衛隊の潜水艦には、夜間、水上を航走中、船舶の輻輳する海面において他の船舶との識別を容易にするため、マスト灯の上方約１．８ｍの箇所に次の標識灯が設置されることがあります。

標識灯細目

灯　　質：　急閃こはく色光（回転式灯器により１分間に９０閃光）

光達距離：　３海里以上

（４）救難飛行艇の訓練について

右下付図に示す海域では、海上自衛隊の救難飛行艇（ＵＳ－２）による離着水訓練及び救難訓練が周年（主として月曜日から金曜日までの日中）実施されており、飛行艇からシーマーカー、発煙筒等の救難用資材が投下される場合があります。

区域１　　33-33N 132-08E の地点を中心とする半径約 10 海里の円内

区域２　　33-11N 132-13E の地点を中心とする半径約 10 海里の円内

区域３　　32-40N 132-20E の地点を中心とする半径約 15 海里の円内のうち、132-10E 以西を除く区域

区域４　　4 地点により囲まれる区域

(1) 32-44N 132-10E

(2) 32-30N 132-10E

(3) 32-30N 131-50E

(4) 32-34N 131-50E

区域５　　32-25N 132-55E の地点を中心とする半径約 15 海里の円内

区域６　　32-51N 133-19E の地点を中心とする半径約 10 海里の円内

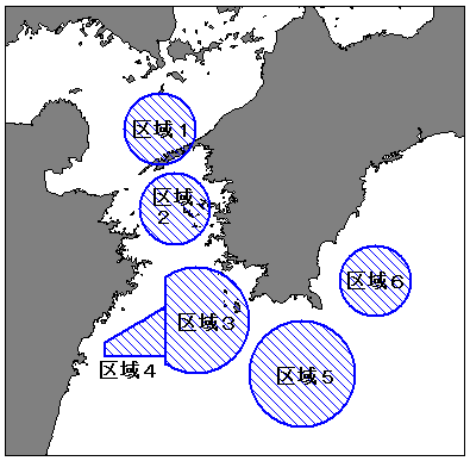

（５）瀬戸大橋、来島海峡大橋及び新尾道大橋における橋梁照明の点灯予定（ライトアップ情報）が発表されています。詳しくは本州四国連絡高速道路株式会社のインターネットでご確認ください。

インターネットアドレス　https://www.jb-honshi.co.jp/

（６）航海上重要な事項の報告について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係までご連絡ください。

その際は巻末の「航海重要事項の報告様式」（別紙）をご使用されると便利です。

連絡先

名　称　　第六管区海上保安本部　海洋情報部監理課情報係

所在地　　〒７３４－８５６０　広島県広島市南区宇品海岸３－１０－１７

電話番号　　０８２－２５１－５１１１（内線２５１５）

ＦＡＸ　　０８２－２５３－３６８２

電子メール　kan6-joho@jodc.go.jp

（７）水路図誌について

海図、水路誌、潮汐表等の水路図誌は、水路図誌販売所（取次店）等で注文・購入できます。

下記のインターネットアドレスまたは、水路図誌目録（書誌第９００号）の巻末をご参照ください。

一般財団法人日本水路協会「海図の購入方法」

インターネットアドレス　https://www.jha.or.jp/jp/jha/purchase/